



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成19年10月16日火曜日 第1905号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

選挙管理委員会告示

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則..... 1

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正..... 3

規 則

○愛媛県規則第43号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者）</p> <p><u>第10条</u> 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第60条の10に規定する規則で定める者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（知事が収納の事務を委託した者に納付することができる自動車税に係る徴収金）</p> <p><u>第10条</u> 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する自動車税に係る徴収金で規則で定めるものは、<u>自動車税に係る納税通知書及び払込書により納付するもののうち、知事が定めるものとする。</u></p> <p>（免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者）</p> <p><u>第11条</u> 条例 第60条の10に規定する規則で定める者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式1（表）中 「・収納代理金融機関」を「・収納代理金融機関」に改め、同様式1備考1中「及び「収納代理金融機関」を「」、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式2（裏）中 「・収納代理金融機関」を「・収納代理金融機関」に改め、同様式2備考1中 「及び「収納代理金融機関」を「」、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式4（表）中 「・収納代理金融機関」を「・収納代理金融機関」に改め、同様式4備考1中「及び「収納代理金融機関」を「」、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

第10号様式1中 「・収納代理金融機関」を「・収納代理金融機関」に改め、同様式1備考4中「及び「収納代理金融機関」

を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 2 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 2 備考 4 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 3 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 3 備考 3 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 4 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 4 備考 3 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 5 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 5 備考 3 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 6 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 6 備考 1 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式 7 中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式 7 備考中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

（愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第 3 条 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成15年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号（その 1）中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式（その 1）備考 3 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式（その 2）中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式（その 2）備考中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

（愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正）

第 4 条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則（平成18年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（その 1）中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式（その 1）注 4 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式（その 2）中 「・収納代理金融機関」を 「・収納代理金融機関」に改め、同様式（その 2）注 2 中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店

舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式（その3）中
 「・収納代理金融機関」を「・収納代理金融機
 ・地方局」を「・県が収納の事務
 ・地方局」

関

を委託した者」に改め、同様式（その3）注2中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託
 」

した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会第98号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第7章 選挙公報の発行</p> <p>第45条 候補者が法第168条第1項又は愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条第1項の規定による申請をするときは、県委員会が交付する別記第15号様式の原稿用紙に記載した掲載文を添え、別記第16号様式の申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 候補者が前項の規定により申請書を提出する場合には、併せてその裏面に党派及び氏名を記載した写真（手札型（縦10.5センチメートル、横7.4センチメートル）上半身像）2枚を提出しなければならない。</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 前項の合計面積の計算に当たっては、当該原稿用紙の写真掲載欄及び氏名欄に係る面積は、当該合計面積に算入しない。</p> <p>3 省略</p> <p>第51条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは県委員会が交付した別記第15号様式の原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第168条第1項又は選挙公報発行条例第3条第1項の規定による申請期限経過後においては_____することできない。</p> <p>第52条 候補者が死亡し、_____法第86条第9項若しくは法第86条の4第9項の規定により届出を却下され、又は_____候補者たることを辞した場合（法第91条第1項若しくは第2項又は法第103条第4項の規定に該当するに至った場合を含む。）においては、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は、中止する。ただし、選挙公報発行手続に着手している場合においては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 選挙公報の発行</p> <p>第45条 候補者が法第168条第1項_____の規定による申請をするときは、県委員会が交付する別記第15号様式の原稿用紙に記載した掲載文を添え、別記第16号様式の申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 候補者が前項の規定により申請書を提出する場合には、あわせてその裏面に党派及び氏名を記載した写真（手札型（縦10.5センチメートル、横7.4センチメートル）上半身像）2枚を提出しなければならない。</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 前項の合計面積の計算にあたっては、当該原稿用紙の写真掲載欄及び氏名欄に係る面積は、当該合計面積に算入しない。</p> <p>3 省略</p> <p>第51条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは県委員会が交付した別記第15号様式の原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第168条_____の規定による申請期限経過後においてはこれをすることできない。</p> <p>第52条 候補者が死亡し、又は法第86条第9項又は_____法第86条の4第9項の規定により届出を却下され、若しくは、候補者たることを辞した場合（法第91条第1項、第2項_____又は法第103条第4項の規定に該当するに至った場合を含む。）においては、当該候補者の申請にかかる掲載文の掲載は、中止する。ただし、選挙公報発行手続に着手している場合においては、この限りでない。</p>

2 前項に規定する事由が法第168条第1項又は選挙公報発行条例第3条第1項の規定により申請のあつた候補者全員について生じ、しかも選挙公報の発送前であるときは、選挙公報の発行は、中止する。

第53条 法第168条第1項又は選挙公報発行条例第3条第1項の規定により提出された掲載文及び写真は、返還しない。

第54条 法第169条第5項又は選挙公報発行条例第4条第2項の規定による掲載文掲載の順序のくじは、選挙公報掲載申請締切日の午後5時30分から愛媛県庁において行う。ただし、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会より掲載文の原稿の送付があつた日の翌日午前10時から行う。

別記

第15号様式（原稿用紙）（第45条、第51条関係）

省略

第16号様式（公報掲載申請書）（第45条関係）

省略

2 前項に規定する事由が法第168条第1項 _____ の規定により申請のあつた候補者全員について生じ、しかも選挙公報の発送前であるときは、選挙公報の発行は、中止する。

第53条 法第168条第1項 _____ の規定により提出された掲載文及び写真は、返還しない。

第54条 法第169条第5項 _____ の規定による掲載文掲載の順序のくじは、選挙公報掲載申請締切日の午後5時30分から愛媛県庁において行なう。ただし、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会より掲載文の原稿の送付があつた日の翌日午前10時から行なう。

別記

第15号様式（原稿用紙） _____

省略

第16号様式（公報掲載申請書） _____

省略